

各介護サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長  
(公印省略)

令和8年4月から適用する「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限の延長について(通知)

日頃、本県の介護サービス事業所等の推進について、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
令和8年度の臨時報酬改定において、介護職員等処遇改善加算が拡充され、これまで算定対象外だった(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援についても6月以降当該加算を算定できるようになります。このことに伴い、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(以下「体制届」という。)」について、令和8年4月から当該加算を算定等する場合の提出期限の延長が認められたことから、その他の加算を算定等する場合においても同様に下記の通り延長することとしましたので通知します。

なお、令和8年6月算定分に係る体制届の提出期限については別途通知します。

#### 記

#### 1 令和8年4月から算定等する場合の提出期限の延長について

サービス種別	提出期限(延長後)	提出期限(通常)
居宅系サービス	令和8年4月15日(水)	令和8年3月15日(日) ※算定開始月の前月の15日まで。
施設系サービス		令和8年4月1日(水) ※算定開始月の1日まで。

#### 2 提出書類について

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・添付書類(加算の要件を満たしていることを確認できる書類)

※加算等の内容に変更がない場合は提出不要です。

(参考)鳥取県が指定権者となる場合のお問い合わせ・提出先

お問い合わせ・提出先	電話番号	メールアドレス
中部総合事務所 県民保健局福祉課	0858-23-3128	chubu_kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
西部総合事務所 県民福祉局福祉課	0859-31-9314	tottoriseibufkt@pref.tottori.lg.jp
南部箕蚊屋広域連合 事務局	0859-39-6222	nan-mino@taitan.ocn.ne.jp

※各市町が指定権者となる場合は、直接、各市町介護保険担当課にお問い合わせください。

#### 【担当】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
介護保険・施設担当 福田  
電話：0857-26-7175  
ファクシミリ：0857-26-8168  
電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp